

インターンシップ情報発信強化事業業務委託仕様書

1 目的

本業務は、県内 I C T 企業のインターンシップ情報の発信を支援することにより、インターンシップの受入拡大を図り、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校の学生の県内 I C T 企業への就職を促進することを目的とする。

2 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 2 7 日（金）まで

3 支援対象企業

秋田県 D X 推進ポータルサイト「AK I T A D e X」に登録している I C T 関連企業のうち県が指定するもの（10社程度）。

4 業務委託内容

（1）事業説明会の実施

支援対象企業の募集をするための事業説明会を実施すること。時期と回数は県と協議の上決定すること。

（2）インターンシップ情報の発信等に係る課題ヒアリング及び改善案の策定

支援対象企業に対して、インターンシップ情報の発信等に係る課題のヒアリングや現状分析を行い、インターンシップの情報発信に関する改善案（コンテンツ内容やターゲット設定、実施時期等）を令和 7 年 6 月 3 0 日（月）までに策定すること。

ヒアリングの内容については、事前に県と協議の上決定すること。

（3）ヒアリングした課題に対する改善案の提案と助言

支援対象企業に対して、（2）で策定した改善案の提案を行うこと。また、採用活動後の人材育成に関する助言や支援制度の紹介を行うこと。

（4）ウェブ広告用のバナー等作成支援

支援対象企業のインターンシップ情報を発信できるバナー等の作成を行うこと。

（5）ランディングページの作成

支援対象企業のインターンシップ情報をまとめたランディングページを作成すること。

（6）インターンシップ情報発信のウェブ広告支援

（2）の情報発信に関する改善案を踏まえて支援対象企業のウェブ広告の実施

を支援すること。本事業で支援する広告費の上限は1社あたり10万円（税込）とすること。

広告の媒体や時期は支援対象企業、県と協議の上決定することとするが、運用が可能な媒体を企画提案の際に示すこと。ただし、SNS広告は必須とする。

(7) ウェブ広告の実施結果のフィードバックと改善案の提案

ウェブ広告の運用成果やインターンシップ申込数等を解析するとともに、効果的な情報発信方法やインターンシップ・プログラム等について、支援対象企業にフィードバックし、改善案の提案を行うこと。

(8) 事業成果の県内ICT企業への横展開

(7)の内容を踏まえ、事業成果を県内ICT企業へ横展開を行う成果報告会を実施すること。

(9) 目標値の設定と効果測定

受託者は事業の目的を達成するために必要な目標値を設定し、効果を測定すること。ただし、(6)のウェブ広告による支援対象企業の平均PV数は必須事項とし、その他の目標値は必要に応じて企画提案書により提案すること。

(10) 共通事項

ア 業務管理責任者の配置

業務全般についての計画・立案・進捗管理等、本委託業務を統括する業務管理責任者を配置すること。

イ 工程表等の提出

契約締結後速やかに、作業工程表、業務管理責任者及び各業務担当者一覧を提出すること。

ウ 開催日時等

契約締結後速やかに、各業務の開催日、会場及び実施内容等について、県と事前協議を行うものとする。

エ 会場及び機材の手配

会場及び機材が必要となる際は、選定、手配及び支払については受託者が行うものとする。

オ 連絡調整

支援対象企業との連絡調整については受託者が行うものとする。

カ 業務委託遂行のための調整・報告等

業務の遂行に当たっては、県はもとより、関係者との打ち合せなども適宜実施し、業務経過を必要に応じて随時報告すること。

キ 完了届等の提出

本業務（再委託した場合を含む。）が完了したときは、当該完了から30日を経過する日、又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、委託業務完了

届、業務報告書、その他県が指示する資料等を県に提出すること。

(11) その他

「1 目的」を達成するために有効な取組がある場合、企画提案書により提案すること。

5 契約に関する条件等

(1) 契約金額

本業務の契約金額には、本業務に係る一切の経費を含む。

(2) 再委託等について

ア 受託者は、委託業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、委託業務の一部を第三者に委託することができるが、その場合は再委託する業務内容等について事前に書面にて協議し、県の承認を得ること。

(3) 成果物の帰属等

本業務に関する成果物に関する著作権その他権利は、すべて県に帰属するものとする。

(4) 機密の保持

受託者は、委託業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示及び漏洩が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。契約終了後も同様とする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、委託業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権・肖像権その他いかなる権利も侵害しないこと。問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

6 その他

(1) 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のため必要な事項等について、受託者と県が必要の都度打ち合わせを実施できる体制を整えること。

(2) 業務の概要は現時点での予定であり、受託者と協議の上、変更することがある。

(3) 感染症や災害時対応等の不測の事態が発生した場合は、委託業務の内容の一部を臨機に中止又は変更できるものとする。この場合において、中止又は変更する内容は、県と協議の上、決定するものとする。

(4) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議により決定するものとする。